

一関地区広域行政組合公用車運行管理規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、公用車の運行管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公用車の管理)

第2条 公用車の管理は、事務局長が総括するものとし、当該所属の課長及び所長が分掌管理する。

(公用車の運行管理)

第3条 公用車の運行管理は、一関市公用車運行管理規程（平成17年一関市訓令第9号）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。